

第 1 回

北海道釧路総合振興局

感染症危機管理対策地方本部会議

日 時：令和 2 年(2020 年) 2 月 18 日(火) 15:00～
場 所：釧路総合振興局 2 階会議室

1 開 会

2 状況報告

- (1) 新型コロナウイルス感染症について・・・資料 1
(保健行政室)
- (2) 経済・観光への影響について・・・資料 2
(商工労働観光課)
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について・・・資料 3
(地域政策課)
- (4) その他

3 対策指示

4 閉 会

新型コロナウイルス感染症について

保健行政室 (R2. 2. 18)

1 発生状況

(1) 道内の発生状況

	確定日	年代	性	居住地	症状経過	入院状況	濃厚接触者の状況
1	1/28	40代	女性	中国武漢市	全快	退院 (2/14)	2名特定 健康観察終了
2	2/14	50代	男性	石狩振興局管内	P. 3参照		43名特定 健康観察実施中

(2) 国内の発生状況 (R2. 2. 17 12:00 現在、厚生労働省発表)

国内事例 (チャーター便を除く)	38名 (うち無症状病原体保有者 8例) (死亡1名)
チャーター便帰国者	9名 (うち無症状病原体保有者 4例)
国際輸送案件 (クルーズ船)	454名 (検査陽性) (うち無症状病原体保有者 189例)

2 指定感染症の施行 (R2年2月1日～期間は1年間)

感染症指定医療機関 (管内)	市立釧路総合病院 (4床)
感染症法上の主な措置	医師の届出、就業制限、入院勧告、医療費公費負担等
患者の移送	保健所公用車で感染症指定医療機関へ移送。 ※患者の症状によって消防機関と協議し救急車移送も考慮。

3 これまでの道の対応

[P. 4] のとおり (R2. 2. 7「第3回北海道感染症危機管理対策本部会議」資料2)

4. 3を踏まえた釧路保健所の対応

(1) 電話相談窓口の設置 (1/28～)

窓口	電話番号	開設時間
釧路保健所	0154-65-5811	平日 8:45～17:30
道庁保健福祉部地域保健課	011-204-5020	平日 17:30～21:00 土日祝 9:00～21:00
厚生労働省新型コロナウイルス電話相談窓口	0120-565653	平日 9:00～21:00 土日祝 9:00～21:00

(2) 「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置 (2/7～)

帰国者・接触者外来 (非公表)	疑い例の患者を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、二次医療圏ごとに1箇所以上設置。 「帰国者・接触者相談センター」が相談を受け、そこでの受診が必要であると判断した場合保健所が調整する。医療機関名等の一般公表については原則行わない。 (患者が集中して医療機関の混乱を避けるため)
帰国者・接触者相談センター (釧路保健所・道庁保健福祉部地域保健課)	電話での相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させる調整を行う。各保健所等に設置。 ※ 電話番号・開設時間は、(1)と同じ

(令和2年2月1日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」より)

※ 釧路保健所では、2月7日の「帰国者・接触者相談センター」設置以前から相談対応を開始し、適宜受診調整等を行っている。】

(3) 管内の新型コロナウイルス感染症に関する相談・受診について【P. 5～P. 8】参照

(4) 検査体制

- 保健所と医療機関の協議の結果、検査が必要と判断された場合、医療機関で検体(喀痰・咽頭ぬぐい液)を採取し、保健所が道立衛生研究所に郵送若しくは搬送。検査日数は1～2日程度。

(5) 言語対応

- 保健所においては、中国語会話が可能な職員(1名)で対応しているほか、ポケットーク1台を配備。
※ 今後、通訳の不足に備え、局内職員や釧路市などに呼びかけ、通訳の確保を図る。

(6) 宿泊施設等への注意喚起通知発送

【P. 9～P. 11】参照

- 1/22 新型コロナウイルスに関連した肺炎に関する注意喚起の徹底について
- 1/30 新型コロナウイルス感染症に係る施設設備等の衛生管理等について
- 2/ 5 旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について
 - ・ 営業者が日頃留意すべき事項
 - ・ 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合
 - ・ 感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策

(7) 医療機関、市町村、住民への注意喚起・周知

- 1/ 9 医師会、医療機関に注意喚起の文書を送付
- 1/23 市町村に注意喚起の文書を送付
- 1/24 釧路保健所ホームページに注意喚起文を掲載
- 1/27 定例記者懇談会にて、国・道の対応状況についての資料配付
- 1/27 釧路保健所ホームページに国作成のQ&A掲載
- 1/30 各市町村と各商工労働観光課を通じて、各観光関係機関、JR、釧路空港に中国語の「手洗い」「咳エチケット」のリーフレット配付
- 2/13 「新型コロナウイルス感染症に関する相談・受診について」を釧路保健所ホームページに掲載、市町村に送付し周知依頼
- 2/18 「新型コロナウイルス感染症に関する相談・受診について」を更新・周知予定

○ 道民の皆様へ

道民の皆様におかれましては、風邪や季節性インフルエンザと同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

患者の概要

(1) 年代：50歳代

(2) 性別：男性

(3) 国籍：日本

(4) 居住地：石狩振興局管内

(5) 職業：自営業

(6) 症状・経過

1月31日 発熱、咳、倦怠感が出現。

2月 3日 石狩振興局管内の医療機関Aを受診。

2月 4日 医療機関Aを再受診し、レントゲン上で肺炎像を認めた。
同管内の医療機関Bを紹介受診し、抗菌薬治療を開始。

2月11日 症状改善しないため、同管内の医療機関Cに入院。
胸部CT上で両側に肺炎像を認めた。

2月12日 呼吸状態改善せず、ICUにおいて人工呼吸器管理となる。

2月14日 道内の衛生研究所において、新型コロナウイルスの検査を実施し
たところ、陽性と判明。

2月15日 同管内の感染症指定医療機関に入院。

2月17日現在 人工呼吸器管理継続中。

(7) 行動歴・滞在歴

・ 海外渡航歴なし

・ 濃厚接触者は、現時点で家族、同僚等43名を特定し、健康観察実施中。

・ このうち、主治医が感染を疑った方など16名については、ウイルス検査を実施し、全て陰性を確認。

■新型コロナウイルス感染症への道の対応について

令和2年2月7日時点 北海道福祉保健政策課

区分	分野		道の対応
	分類①	分類②	取組の内容
感染拡大防止対策	水際対策（侵入防止）		・港海関係者や空港内事業者への注意喚起・協力依頼
	適切な情報提供・注意喚起	一般の方向け	・道公式ホームページによる情報発信
			・SNS等による情報発信
			【今後予定】新聞紙面を活用した情報発信
			・民間企業等との協働事業（新聞大型ビジョン等を活用した情報発信）
			・保健所等による相談対応
		外国の方向け	・政府観光海外日本人旅行案内コールセンターによる対応の周知 ・外国人への注意喚起や翻訳サポート（在札幌総領事館や外国人相談センターとの連携）
		医療関係者向け	・医療機関への周知
	学校等関係者向け	・幼・保・小・中・高・専修・各種学校、特別支援学校等への注意喚起	
	自営体（施設管理者）及び企業（所管業界団体）等向け	・宿泊施設管理者への注意喚起 ・飲食店、遊園施設等への注意喚起 ・バス・タクシー・鉄道（路面電車、地下鉄を含む）事業者、空港ターミナルビル関係者への注意喚起 ・道の駅、バスターミナル、都市公園、上・下水道等の施設管理者（市町村含む）、文化・スポーツ施設管理者、住宅供給公社（管理賃貸物件）への注意喚起 ・福祉施設等への注意喚起 ・廃棄物の適正処理への注意喚起（処理業者、医療関係機関、市町村）	

区分	分野		道の対応
	分類①	分類②	取組の内容
感染拡大防止対策	感染防止対策	道庁庁舎等施設の対応	・庁舎等施設へのアルコール消毒剤の設置
	発生時の備え	検査体制の整備	・道立衛生研究所での検査体制の整備
		医療体制の整備	・「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置
		患者搬送体制の整備	・消防機関への具体的な対応の周知及び保健所等との調整に基づく移送協力の依頼
		物資輸送体制の整備	・必要に応じ、災害時の運送協力を活用し医療機関等への物資輸送を実施
		自衛隊との連携	・自衛隊への災害派遣要請時に支障が出ないよう、道の対応などを情報提供
経済への影響対策	中小企業対策	・経営・金融特別相談窓の設置	
		・影響を受ける事業者への権利侵害	
		・道内から海外へ進出している事業者に対する影響調査	
		・道内事業者・団体に対する影響調査	
	観光対策		・観光への影響調査及び観光関連施設のキャンセル発生状況把握等 ・中国路線等航空便の運航状況把握

新型コロナウイルス感染症の相談・受診について

- 新型コロナウイルス感染症については、釧路保健所（一般相談、帰国者・接触者相談センター）にご相談ください。
- 特に次の①～③に該当する方は、保健所にご相談ください。
- ①～③に該当しない方で不安や症状のある方は、保健所に相談か、事前に電話のうえ、マスクを着用し一般の医療機関を受診してください。

- ① 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し
発症前14日以内に中国湖北省及び浙江省に渡航又は居住していた方
- ② 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し
発症前14日以内に中国湖北省及び浙江省に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴がある方
- ③ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）が有る場合

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合
・基礎疾患等～糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方

①～③の
いずれかに
該当する

釧路保健所「帰国者・接触者相談センター」
(TEL: 0154-65-5811)

※ ご相談の結果、専門の「帰国者・接触者外来」もしくは一般医療機関の受診を調整します。

※ 時間外・土日祝日については、警備会社に繋がります。折り返し保健所からご連絡します。

<一般相談、帰国者・接触者相談センター>

時間	機関	電話番号
平日 8:45 ~ 17:30	北海道釧路保健所	0154-65-5811
平日 17:30 ~ 21:00	北海道保健福祉部健康安全局	011-204-5020
土日祝 9:00 ~ 21:00	地域保健課	
平日 9:00 ~ 21:00	厚生労働省	0120-565-653
土日祝 9:00 ~ 21:00	新型コロナウイルス電話相談窓口（コールセンター）	（一般相談のみ）

※釧路保健所、道地域保健課は「一般相談」「帰国者・接触者相談センター」を兼ねています。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ **高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合**

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

FAX 03-3595-2756

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

<都道府県の連絡欄>

--

令和2年2月17日改訂版

健感発0205第1号
粟生衛発0205第1号
令和2年2月5日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）長 殿
〔特別区〕

厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（公 印 省 略）

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）については、海外における新型コロナウイルス感染症の発生状況等に鑑み、令和2年1月28日に「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年政令第11号）が公布され、令和2年1月31日に公布された「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令」（令和2年政令第22号）により、令和2年2月1日から施行されたところである。

今般、旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応についての留意事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。また、宿泊施設に対し、保健所による感染経路の状況把握等に対応するために宿泊者名簿を備え付けるよう、改めて指導願いたい。

さらに、衛生部局及び保健所においても宿泊施設に十分な情報の提供に努められたい。

記

1 営業者が日頃留意すべき事項

- (1) 保健所等の関係機関と十分連携し、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に努めるとともに、緊急の場合に宿泊者等が受診するための医療機関を把握しておくこと。
- (2) 感染経路の把握に必要な場合があるため、旅館業法（昭和23年法律第138号）第6条に基づく宿泊者名簿への正確な記載を励行し、宿泊者の状況把握に努めること。
- (3) 宿泊者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うとともに

に、発熱など体調に異変が生じた場合は必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えること。

宿泊者から申し出があった場合、当該宿泊者が下記2(1)に該当しない場合は、マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めること。

- (4) 宿泊者から体温計の貸出を求められた際は衛生的管理に留意の上で貸与するなど、宿泊者の健康管理に積極的に協力すること。
- (5) 日頃から、従業員の健康管理、施設の環境衛生管理の徹底を図ること。
- (6) 中華人民共和国湖北省に滞在していたことのみを理由として宿泊を拒むことはできないこと。

2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合

(1) 宿泊者から、発熱など体調に異変が生じており、かつ、中華人民共和国湖北省から帰国・入国した又はこれらの者と接触した旨の申し出があった場合は、宿泊者の同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従うこと。

(2) 感染が疑われる宿泊者に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、レストラン等の利用を控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼すること。同室者がいれば他室への移動と待機を依頼すること。

また、飛沫の飛散を防止するため、感染が疑われる宿泊者及び同室していた者には、マスク着用を求めること。

(3) 感染が疑われる宿泊者に対応する従業員の数を極力制限し、原則として、部門長などの責任者が対応すること。感染が疑われる宿泊者に接触する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、感染が疑われる宿泊者から離れた場合は、手洗い及びうがいを確実にを行うこと。使用後のマスク及び手袋はビニール袋で密閉し、焼却する等適正な方法で廃棄すること。

(4) 保健所から求めがあった場合は、保健所が行う、宿泊者名簿による当該宿泊者の宿泊期間中における接触者の状況等の調査に協力すること。

(5) 施設の消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染が疑われる宿泊者が利用した区域（客室、レストラン、エレベータ、廊下等）のうち手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）を中心に、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）、「MERS 感染予防のための暫定的ガイドンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）を参考に実施すること。

また、シーツ等のリネン類の洗濯に当たっては、医療リネンに準じて扱い、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）を参考に実施すること。

3 感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策

従業員から、本人又は家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の申し出があった場合や、感染が疑われる宿泊者に接触した可能性があり発熱な

ど体調に異変が生じた旨の申し出があった場合、使用者は、保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡させ、その指示に従わせること。

(参考情報)

- 内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ
(新型コロナウイルス感染症の対応について)
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- 厚生労働省ホームページ
(中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 厚生労働省検疫所ホームページ
(海外感染症発生情報)
<https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>
- 医療機能情報提供制度（医療情報ネット）について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kankou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html
- 「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html
- 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000548441.pdf#search=%27%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E6%B3%95%E3%81%AB%E5%9F%BA%E3%81%A5%E3%81%8F%E6%B6%88%E6%A1%92%E3%83%BB%E6%BB%85%E8%8F%BC%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D+%E5%B9%B3%E6%88%90%30%E5%B9%B4%27>
- 「MERS 感染予防のための暫定的ガイドンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）
http://www.kankyokansen.org/modules/linkai/index.php?content_id=11
- 「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）
<https://www.mhlw.go.jp/web/t.doc?dataId=00ta6374&dataType=1&pageNo=1>

新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）

令和2年2月17日時点版

1 すべての方へ

- 問1. [コロナウイルスとはどのようなウイルスですか？](#)
問2. [新型コロナウイルスはヒトからヒトへうつりますか？](#)
問3. [新型コロナウイルスは動物からうつりますか？](#)
問4. [二次感染のリスクはありますか？](#)
問5. [潜伏期間はどれくらいありますか（その期間も感染しますか）？](#)
問6. [無症状病原体保持者から感染しますか？](#)
問7. [新型コロナウイルス感染症はどのように感染しますか？](#)
問8. [上海市民政局が「エアロゾル感染」の可能性があると発表しましたが、「エアロゾル感染」は起こるのでしょうか？](#)
問9. [感染を予防するために注意することはありますか？心配な場合には、どのように対応すればよいですか？（更新しました）](#)
問10. [「咳エチケット」とは何ですか？](#)
問11. [マスクをした方がよいのはどのような時ですか？](#)
問12. [マスクが手に入りにくいですが、いつになったら手に入るようになりますか？](#)
問13. [一般的に濃厚接触とはどのようなことでしょうか？](#)
問14. [感染が疑われる場合、どこの医療機関に行けば検査、診療をしてもらえますか？（更新しました）](#)
問15. [相談や受診する前に心がけることはありますか？](#) **NEW**
問16. [帰国者・接触者相談センターに相談する目安はありますか？](#) **NEW**
問17. [相談後、医療機関を受診するときに注意することはありますか？](#) **NEW**
問18. [どのように診断しますか？](#)
問19. [治療方法はありますか？](#)
問20. [どのような場合に重症化するのですか？](#)
問21. [中国やウイルスが見つかったその他の場所から送られてくる手紙や輸入食品などの荷物により感染しますか？](#)
問22. [在日中国人の方への案内はありますか？](#)
問23. [外国語でHPを確認したいのですが。](#)
問24. [下痢症状がある場合どのように対応すればいいのでしょうか。](#)

2 妊娠中の方、お子さまがいる保護者の方へ

- 問1. [妊娠中に新型コロナウイルスに感染した場合、どのような症状や胎児への影響がありますか？](#)
（更新しました）
問2. [保育園ではどのような具体的な対策をしていますか？](#)
問3. [家族で湖北省に滞在し帰国しました。子どもを保育園に通わせる前に準備することはあります](#)

か？

問4 湖北省から帰国した園児を保育園に通園させたいとご家族から相談がありました。どこに相談したらよいですか？

問5 中国以外の発症例がある国（地域）からの帰国したお子さんも登園を控えてもらった方がいいでしょうか？

3 高齢の方やご家族の方へ

問1 新型コロナウイルスは高齢者だけに感染しますか？

問2 社会福祉施設などでは、どのような具体的な対策が考えられますか？

問3 家族で湖北省に滞在し帰国しました。社会福祉施設に入所している家族を訪問したいのですが、どうしたらよいですか？（更新しました）

1 すべての方へ

問1 コロナウイルスとはどのようなウイルスですか？

発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染するものは6種類あることが分かっています。そのうちの2つは、中東呼吸器症候群（MERS）や重症急性呼吸器症候群（SARS）などの、重症化傾向のある疾患の原因ウイルスが含まれています。残り4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10～15%（流行期は35%）の占めます。

詳しくは、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問2 新型コロナウイルスはヒトからヒトへうつりますか？

風邪やインフルエンザと同様に、まずは、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って口や鼻をおさえる「咳エチケット」や、石けんを使った手洗いなどの感染症対策を行うことが重要です。

[ページの先頭へ戻る](#)

問3 新型コロナウイルスは動物からうつりますか？

新型コロナウイルスは、ペットからは感染しません。なお、動物を媒介する感染症は他にありますので、普段から動物に接触した後は、手洗いなどを行うようにしてください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問4 二次感染のリスクはありますか？

ヒトからヒトへ感染した例が報告されています。感染のしやすさは、インフルエンザと同等であるなど、さまざまな研究が世界で報告されていますが、確かなことは現時点では分かっていません。

[ページの先頭へ戻る](#)

問5 潜伏期間はどのくらいありますか（その期間も感染しますか）？

世界保健機関（WHO）のQ&Aによれば、現時点の潜伏期間は1-12.5日（多くは5-6日）とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されています。

<https://www.who.int/news-room/q-a-detail/q-a-coronaviruses>

参考までに、他のコロナウイルスについては、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問6 無症状病原体保持者から感染しますか？

無症状病原体保持者からの感染を示唆する報告 (<https://www.nejm.org/doi/full/10.1056/NEJMc2001468>) もみられますが、現状では、まだ確実なことはわかっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く表れる時期に、他者へウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/about/transmission.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問7 新型コロナウイルス感染症はどのように感染するのでしょうか？

現時点では、飛沫感染（ひまつかんせん）と接触感染の2つが考えられます。

（1）飛沫感染

感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。

※主な感染場所：劇場、満員電車などの人が多く集まる場所

（2）接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付きます。他者がその物を触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触って粘膜から感染します。

※主な感染場所：電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチなど

[ページの先頭へ戻る](#)

問8 上海市民政局が「エアロゾル感染」の可能性があると発表しましたが、「エアロゾル感染」は起こるのでしょうか？

上海市民政局の説明では、「飛沫が空気中で混ざり合ってエアロゾルを形成し、これを吸引して感染する」というもので、空気感染ではなく、飛沫感染に相当すると考えられます。国内の感染状況を見ても空気感染に特徴的な現象は確認されていません。

[ページの先頭へ戻る](#)

問9 感染を予防するために注意すべきことはありますか？心配な場合には、どのように対応すればよいですか？（更新しました）

まずは、石けんやアルコール消毒液などによる手洗いを行ってください。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手でおさえると、その手で触ったドアノブなど周囲のものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他者に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。特に電車や職場、学校など人が集まるところで行うことが重要です。

また、持病がある方などは、上記に加えて、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。

（新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には問14をご覧ください）

[ページの先頭へ戻る](#)

問10 「咳エチケット」とは何を行うことですか？

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問11 マスクをした方がよいのはどのような時ですか？

マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐ効果が高いとされています。咳やくしゃみ等の症状のある人は積極的にマスクをつけましょう。

予防用にマスクを着用することは、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分な場所では一つの感染予防策と考えられますが、屋外などでは、相当混み合っていない限り、マスクを着用することによる効果はあまり認められていません。

[ページの先頭へ戻る](#)

問12 マスクが手に入りにくいですが、いつになったら手に入るようになりますか？

マスクは、官民が協力して、国内生産体制の強化や輸入品の確保に取り組み、例年以上の枚数（毎週1億枚以上）を皆さまにお届けできるようになりました。

皆さまには、風邪や感染症の疑いがある方にマスクが届くよう、ご理解・ご協力をお願いします。

[ページの先頭へ戻る](#)

問13 一般的に濃厚接触とはどのようなことでしょうか？

必要な感染予防策なしで手で触れること、または対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、接触した方などを濃厚接触者としています。今回の新型コロナウイルス感染症に関連する情報は、国立感染症研究所のホームページをご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問14 感染が疑われる場合、どこの医療機関に行けば検査、診療をしてもらえますか？（更新しました）

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。

また、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、これらの状態が2日程度続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。

「帰国者・接触者相談センター」で、発熱や咳などの症状がある方については、「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関をご案内します。「帰国者・接触者相談センター」は、感染が疑われる方から電話での相談を受けて、必要に応じて、帰国者・接触者外来へ確実に受診していただけるよう調整します。受診を勧められた医療機関を受診し、複数の医療機関を受診することは控えてください。

なお、これらの症状が上記の期間に満たない場合には、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLからご覧いただけます。下記のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

[帰国者・接触者相談センターページ](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

問15 相談や受診する前に心がけることはなんですか？ NEW

発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休んでください。発熱などの風邪の症状が現れたら、毎日、体温を測定して記録してください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問16 帰国者・接触者相談センターに相談する目安はありますか？

NEW

以下のいずれかの場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。）・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合 また、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、これらの状態が2日程度続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。妊婦の方は、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに相談してください。現時点で、子どもが重症化しやすいとの報告はありませんので、目安どおりの対応をお願いします。なお、インフルエンザなどの心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医などに相談してください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問17 相談後、医療機関を受診するときに注意することはありますか？

NEW

帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することは控えてください。医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

[ページの先頭へ戻る](#)

問18 どのように診断しますか？

診断方法としては、咽頭ぬぐい液（インフルエンザの検査と同じように綿棒でのどをぬぐってとった液体）を用いて、核酸増幅法(PCR法など)でウイルス遺伝子の有無を確認します。実際に検査を検討する場合は、疑似症として保健所に届け出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。

まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問19 治療方法はありますか？

現時点で、このウイルスに特に有効な抗ウイルス薬などはなく、対症療法を行います。

詳しくは、国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイドランスをご参照ください。（医療・検査機関向けQ A問12）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問20 どのような場合には重症化するのですか？

現時点で、どのような方が重症化しやすいか十分に明らかではありません。通常の肺炎などと同様に、高齢者や基礎疾患のある方のリスクが高くなる可能性は考えられます。新型コロナウイルスに罹った肺炎患者を調査した結果、1/3～1/2の方が糖尿病や高血圧などの基礎疾患を有していたとする報告もあります。

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/clinical-guidance-management-patients.html>

高齢者や基礎疾患のある方などは、一般的な衛生対策に加えて、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問21 中国やウイルスが見つかったその他の場所から送られてくる手紙や輸入食品などの荷物により感染しますか？

現在のところ、中国やウイルスが見つかったその他の場所から積み出された物品との接触から人が新型コロナウイルスに感染したという疫学的情報はありません。WHOも、一般的にコロナウイルスは、手紙や荷物のような物で長期間生き残ることができないとしています。

【WHOの情報】

<https://www.who.int/news-room/q-a-detail/q-a-coronaviruses>

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/advice-for-public>

【国立医薬品食品衛生研究所の情報】

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/microbial/2019-nCoVindex.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問22 在日中国人の方への案内はありますか？

こちらをご案内ください。（中国大使館領事部作成）

領事保护与服务24小时热线：+86-10-12308、+86-10-59913991

邮箱：lss@mfa.gov.cn

如涉及海外中国公民安全与合法权益事项求助与咨询，请直接拨打+86-10-12308热线求助与咨询。



領事保護24時間ホットライン：+86-10-12308、+86-10-59913991

メールアドレス：lss@mfa.gov.cn

海外にいる中国国民の皆さまへ、安全やお困りごとについてご質問があれば、+86-10-12308にお問い合わせください。



(参考) 中華人民共和国駐日本国大使館HP

<http://www.china-embassy.or.jp/ipn/zt/2016boaojp/>

添付: [中国大使館領事部作成文書](#) [383KB]

[ページの先頭へ戻る](#)

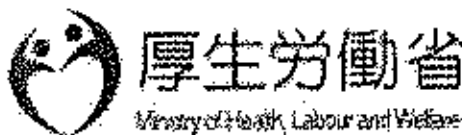
問23 外国語でHPを確認したいのですが。

こちらの手順で厚生労働省HPの言語切り替えができます。現在は英語、中国語、韓国語に対応しております。(自動翻訳)

厚生労働省HPの左上の「言語切替」のタブをクリック



ひと、くらし、みらいのために



言語が選べます。

各言語でお知らせがでますので、お読みになり下部をクリックください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問21 下痢症状がある場合、どのように対応すればいいのでしょうか？

糞便中に感染性のあるウイルス粒子は検出されていないとWHOより報告されています。これまで通り通常の手指衛生に加え、新型コロナウイルス感染症疑い患者や患者（確定例）、濃厚接触者が使用した者の使用後のトイレについては、急性下痢症状等を認め、トイレが糞便により汚染された場合には、次亜塩素酸ナトリウム（1000ppm）又は消毒用エタノールによる清拭をすることが推奨されます。症状がない場合においては、特段の清拭は必要ないと考えられます。

[ページの先頭へ戻る](#)

2 妊娠中の方、お子さまがいる保護者の方へ

問1 妊娠中に新型コロナウイルスに感染した場合、どのような症状や胎児への影響がありますか？（更新しました）

一般的に、妊娠中に肺炎を起こした場合、妊娠していない時に比べて重症化する可能性があります。そのため、・風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日以上続く場合・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合 には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。また、胎児への影響については不明ですが、現時点で胎児障害の報告はありません。詳しくは以下のページを参照下さい。

[日本産婦人科感染症学会：インフォメーション一覧](#)

[帰国者・接触者相談センターページ](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

問2 保育園ではどのような具体的な対策をしていますか？

マスク着用を含む咳エチケットや石けんやアルコール消毒液などによる手洗いといった感染防止対策の徹底をお願いしています。また、湖北省または浙江省から帰国した方については、14日間登園を控えていただくなどの要請を行っています。

[ページの先頭へ戻る](#)

問3 家族で湖北省または浙江省に滞在し帰国しました。子どもを保育園に通わせる前に準備することはありますか？

事前に保育園に電話でご連絡ください。帰国時や湖北省または浙江省から帰国した方との接触から14日間は登園を避け、外出を控えてください。また、お子さまの健康状態についても、定期的に保育所と共有してください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問4 湖北省または浙江省から帰国した園児を保育所へ通園させたいとご家族から相談がありました。どこに相談したらよいですか？

症状などについてまずは、市区町村にご連絡ください。症状があれば保健所に相談し、無症状でも登園を14日間控えるよう要請しているとお伝えください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問5 中国以外の発症例がある国（地域）からの帰国したお子さまも登園を控えてもらった方がいいのでしょうか？

現時点では、登園を控える必要はありませんが、季節性のインフルエンザと同様、保護者と連携してお子さまの健康観察を行い、少しでも咳などの症状が出た場合はまずは病院や嘱託医にご相談ください。

[ページの先頭へ戻る](#)

3 高齢の方やご家族の方へ

問1 新型コロナウイルスは高齢者だけに感染しますか？

すべての年齢の人々が新型コロナウイルス（2019-nCoV）に感染する可能性があります。通常の肺炎などと同様に、高齢者や基礎疾患のある方のリスクが高くなる可能性があります。世界保健機関（WHO）は、すべての年齢の方に、手洗いと咳エチケットを順守するなど、ウイルスから身を守るための対策をとるよう助言しています。

[ページの先頭へ戻る](#)

問2 社会福祉施設などでは、どのような具体的な対策が考えられますか？

風邪やインフルエンザと同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや石けんやアルコール消毒液などによる手洗いで、感染経路を絶つことが重要です。「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（厚労省）P.4（感染経路の遮断）<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf> や「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚労省）、P.8（飛沫感染対策）、P.12（接触感染対策）<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukijintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf> などを活用し、感染対策に努めてください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問3 家族で湖北省または浙江省に滞在し帰国しました。社会福祉施設に入所している家族を訪問したいのですが、どうしたらよいですか？ （更新しました）

14日以内に湖北省または浙江省への渡航歴のある方、あるいはこれらの方と接触した方で、咳や発熱などの症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に保健所へ連絡したうえで、速やかに医療機関を受診するよう、ご協力ください。また、医療機関を受診の際は、湖北省または浙江省の滞在歴があること、または湖北省または浙江省に滞在歴がある方と接触したことを事前に申し出てください。

「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」（2月13日付事務連絡）では、湖北省または浙江省から帰国した職員など（濃厚接触者も含む）は症状がない場合も、帰国または接触から14日間の間は外出を控えていただくよう要請しています。家族の面会も帰国または接触から14日間は控えてください。対応についてお困りの場合は、最寄りの保健所にご相談ください。

[保健所管轄区域案内](#)

[ページの先頭へ戻る](#)



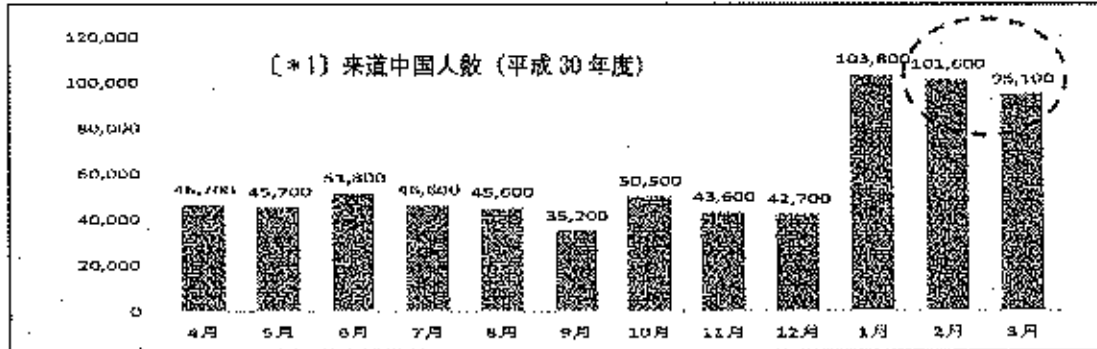
PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

新型コロナウイルス感染症に伴う観光への影響について（試算）

2020年2月7日
北海道経済部観光局

1. 中国からの団体旅行等の禁止が本年3月末まで続いた場合の影響

- 昨年度の中国人来道者（2月+3月）は、約20万人^{※1}
- ⇒ 渡航禁止の対象となる団体旅行者等は約9万人（全体の約45%^{※2}）
- ⇒ 1人1旅行当たりの観光消費額単価を約22.5万円^{※3}とすると、
来道者9万人の減少により、少なくとも200億円以上の観光消費が減少



出展：「北海道観光入込客数調査報告書（平成30年度）」

〔*2〕訪日中国人の旅行形態

旅行形態	割合
団体ツアー	36.2%
個人旅行パッケージ	9.2%
個人手配旅行	54.6%

出展：観光庁「訪日外国人消費動向2018年」

〔*3〕来道外国人の観光消費額単価（1人・1旅行当たり）

国・地域	観光消費額単価
韓国	138,585
中国	223,316
台湾	167,947
香港	239,488
タイ	180,456
その他	167,600

出展：北海道「第6回北海道観光産業経済効果調査」

2. 上記に加え、考慮すべき影響【影響加算要素】

- 中国人観光客の個人旅行の減少（自主的なキャンセルも発生している状況）
- 中国以外の国・地域からのインパウンド減少（WHOの緊急事態宣言等の影響）
- 風評や自粛ムードによる国内旅行の減少
- 中国の団体旅行等の禁止措置の長期化
- 事態終息後の観光需要回復の遅れ など

<参考> 1/14～1/31における観光施設等のキャンセル状況（3月末までの予約分）

宿泊施設（回答のあった約350施設の平均キャンセル人泊数）	1施設当たり約420人泊
観光貸切バス（回答のあった40事業者のキャンセル台数）	約1.7千台
遊覧船（回答のあった6事業者のキャンセル人数）	約1.1千人
その他有料観光施設等（回答のあった39施設のキャンセル人数）	約4.5万人

- * 未回答施設のキャンセル数も多く見込まれる
- * 各施設のキャンセル数は、1/31以降も増加中

新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う 中小企業向け融資制度のご案内

道では、新型コロナウイルス関連肺炎の流行により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次のとおり融資制度をご用意しました。

1 融資制度の概要

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】(イ)
融 資 対 象 者	新型コロナウイルス関連肺炎の流行による直接的又は間接的な影響を受けた事業者であって、制度取扱開始後、原則として最近1か月間の売上高が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる中小企業者等。
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）
融 資 金 額	1億円以内
融 資 期 間	10年以内（うち据置2年以内）
融 資 利 率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0% （融資期間が3年を超えるものに限る）
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 経営状況に応じて年0.45～1.90% （信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割り引く） （特別小口保険適用の保証となる場合は、年0.72%（信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割り引く）
取 扱 金 融 機 関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、 農林中央金庫・商工中央金庫の道内支店、信用金庫、備用組合

※ 資金用途については、設備資金と運転資金の併用が可能です。
（併用時の融資金額は、1企業あたり合計1億円が限度となります）

裏面をご覧ください

2 お申込み方法

借入を希望される場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて、商工会議所・商工会へお申込みください。

【お申込みに必要な添付書類】

- 決算書 2 期分
※ 2 期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
- 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- 見積書又は契約書（必要に応じ提出）
- 道が定める調書（別記様式）

（注）金融機関及び保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

※ 中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

経営・金融特別相談室について

道では、新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴い、中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、「新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う経営・金融特別相談室」を設置しています。融資制度をはじめ、経営・金融に関するお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

機関名	電話番号	機関名	電話番号
道庁経済部中小企業課	011-204-5346	檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	十勝総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-6537
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619

※なお、融資制度については、お近くの商工会議所・商工会、北海道中小企業団体中央会又は（公財）北海道中小企業総合支援センターにもお問い合わせいただけます。

道では、ほかにも様々な資金使途に対応する融資制度をご用意しています。

詳しくは、道のホームページをご覧ください。

北海道 制度融資

検索



2020.01

釧路総合振興局（地域政策課）における新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について

事項	本庁所管課	対応状況
外国人向け支援	国際課	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁国際課から各市町村へ直接、情報提供しており、振興局においては市町村へ情報提供された内容を情報共有している状況。 ・振興局においては、コロナウイルスによる影響で、国際交流イベントが中止になった新聞記事などの情報提供について依頼されている状況。 <p><2.14 現在></p> <ul style="list-style-type: none"> ・白糠の中高生ら中国へ派遣中止（中国浙江省）（2/4 道新朝刊）
公共交通機関等事業者への注意喚起	交通企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・主に北海道運輸局等（国）が道や関係機関へ感染防止対策の注意喚起を行っているほか、本庁交通企画課では道内の関係機関に対して衛生管理の周知等を行っている。 ・2/5に開催された「令和元年度 第1回釧路港保安委員会」において、釧路開発建設部釧路港湾事務所、小樽検疫所釧路出張所から水際対策について、情報提供がされたところ。
自衛隊との連携	危機対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁危機対策課より、自衛隊への災害派遣要請時に支障が出ないよう、道の対応などを情報提供。

入管庁支第54号
令和2年2月4日

都道府県多文化共生施策担当部局長 殿
指定都市多文化共生施策担当部局長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部
在留支援課長 平 嶋 壮 州
(公印省略)

在留外国人に対する新型コロナウイルスに関する情報提供について
現在、中華人民共和国を中心として感染が拡大している新型コロナウイルスについて、外国人住民の参考になるとと思われるサイト等を取りまとめましたので、参考までに情報提供します。

なお、3については、厚生労働省の発表情報に基づいて変更することがあり得ますので、法務省の外国人生活支援ポータルサイトに掲載されている内容を随時確認してください。

添付物

- 1 厚生労働省ホームページ 言語別閲覧方法
 - 1-1 日本語
 - 1-2 英語 (English)
 - 1-3 中国語 (簡体字)
 - 1-4 中国語 (繁体字)
 - 1-5 韓国語 (한국어)
- 2 新型コロナウイルス関連情報
- 3 厚生労働省ホームページに掲載されている次の情報 (2月3日時点) のやさしい日本語版 (当課作成)
 - 3-1 ◆国民の皆様へのメッセージ◆
 - 3-2 新型コロナウイルスに関するQ&Aの「一般の方向け」部分



北海道

個人情報等を入力するページは
暗号化通信 (SSL) により、保護しています。

ホームページの使い方

サイトマップ

文字を大きくするには

サイト内検索:

検索

ホーム

観光

くらし・医療・福祉

環境・まちづくり

教育・文化

産業・経済

行政・政策・税

ホーム > 総合政策部 > 国際局国際課 > コロナウィルス:外国人の方への情報

北海道の分類: [くらし・医療・福祉](#) > [健康・医療・衛生](#) > [感染症](#)

いいね! 118 [ツイート](#)

音声で読み上げる

最終更新日:2020年2月10日(月)

HOME

国際交流・協力

国際化施策

海外渡航・滞在

資料・データ

拉致問題

外国人の方へコロナウィルス(こころなういるす)の情報 Information about Coronavirus

このページでは、あたらしい コロナウィルス(こころなういるす)の 情報(じょうほう)について お知らせしています。

やさしいにほんご 英語の お知らせです。

This page provides information about Coronavirus by Easy Japanese and English.

日本の政府(せいふ)は、あたらしい コロナウィルスは、日本では まだ ひろがっていないと お知らせしています。

The Japanese Government announced that new Coronavirus have not yet spread in Japan.

コロナウィルスの対策と 相談するところ / Countermeasures and Help desk for Coronavirus

コロナウィルスの対策(びょうきから 守る やりかた)と 相談(そうだん)するところ について、お知らせです。

日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ロシア語で お知らせします。

日本人の方は、外国人の方への お知らせに 使ってください。

Information of countermeasures and Help desk for Coronavirus by several language. Please refer and share with foreigners.

- ・ [日本語](#)
- ・ [やさしいにほんご](#)
- ・ [英語\(English\)](#)
- ・ [中国語\(中文\(簡\)\)](#)
- ・ [中国語\(中文\(繁\)\)](#)
- ・ [韓国語\(한국어\)](#)
- ・ [ベトナム語\(Tiếng Việt\)](#)
- ・ [タガログ語\(Filipino\)](#)
- ・ [ロシア語\(Русский\)](#)

言葉(ことば)の 問題(もんだい)があるとき、 通訳(つうやく)サポート / Interpretation support

コロナウィルスに かかったときの、相談や 質問をしたいときは、ちかくの 保健所(ほけんじょ)まで 連絡してください。

保健所(ほけんじょ)などへ 連絡するときに、言葉(ことば)の問題(もんだい)があるときは、「北海道(ほっかいどう) 外国人(がいこくじん) 相談(そうだん) センター」に電話(でんわ)してください。

【北海道 外国人 相談センター】TEL:011-200-9595 (月～金、9:00～16:00)

日本の政府(せいふ)による お知らせ / Information by Japanese Government

- 日本の政府(せいふ)による やさしい日本語での お知らせ / Information by Japanese government with Easy Japanese
- 日本の政府(せいふ)による やさしい日本語での Q&A / Q&A by Japanese Government with Easy Japanese
- 日本の政府(せいふ)による お知らせ(厚生労働省) / More information by Japanese Government (Japanese Only)
- 日本の政府(せいふ)による Q&A(厚生労働省) / Q&A by Japanese Government (Japanese Only)
- 政府(せいふ)の お知らせを、いろいろな 言葉(ことば)で みる / How to read the information by Several Language
- 英語(えいご) / English
- 中国語(簡体字) / Simplified Chinese
- 中国語(繁体字) / Traditional Chinese
- 韓国語(かんこくご) / Korean
- 日本の政府(せいふ)の 英語(Twitter)(観光局) / Twitter by Japanese Government (English)
- からだの 調子(ちょうし)が わるいときの ガイドブック(観光局) / Guide for when you are feeling ill (JNTO) English, 中文(簡), 中文(繁), 한국어
- The App "Safty tips for Travelers"(観光局、11のことば) (by JNTO, 11 language)
- 旅行者(りょこうしゃ)むけ ホットライン"Japan Visitor Hotline": 日本(にっぽん)から050-3816-2787、海外(かいがい)から+81-50-3816-2787 / Japan Visitors Hotline (JNTO) : from Japan 050-3816-2787, from Overseas +81-50-3816-2787

そのほかの 情報 / Other information

- 北海道(ほっかいどう)の くわしい お知らせ(保健福祉部) / More information by Hokkaido (Japanese only)
- CLAIR(自治体 国際化 協会)の お知らせ / information by CLAIR
- WHOの お知らせ(英語) / Health topic about Coronavirus by WHO (English)
- NHKの 英語(えいご)の 報道(ほうどう) / The latest information about Coronavirus on NHK World Japan (English)
- NHK world for iphone
- NHK world for android
- 北海道(ほっかいどう) 外国人(がいこくじん) 相談(そうだん)センター / Hokkaido Foreign Resident Support Center

連絡(れんらく) 窓口(まどぐち) / Contact

北海道 総合政策部 国際局 国際課 / International Affairs Division, Hokkaido Local Government

TEL:011-204-3114

FAX:011-232-4303

E-mail:somu.kokusai@pref.hokkaido.lg.jp

送るとき、「#」を「@」としてください / Please change # to @ when you sent a mail.

お問い合わせ 118 [サイト](#)

お問合せページ等、個人情報を入力するページは暗号化通信(SSL)により、保護しています。

[お問い合わせ](#) | [庁舎のご案内](#) | [サイトの方針](#) | [リンクについて](#) | [個人情報の取扱いについて](#) | [著作権について](#)

北海道 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111 (大代表) 法人番号 7000020010006 [電話番号一覧](#)
 一時的な業務時間 8時45分～17時30分 (土日祝日および12月29日～1月3日はお休み)

(c)2020 HOKKAIDO GOVERNMENT ALL RIGHTS RESERVED.

白糠の中高生ら 中国へ派遣中止

アイヌ政策推進事業

【白糠】新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大を受け、釧路管内白糠町教委は、アイヌ文化などを通じた交流推進のため予定していた、同町内の中高生ら計11人の中国への派遣を中止することを決めた。

派遣は国のアイヌ政策推進交付金事業の一環で、中高生らは9～15日に中国の浙江省麗水市などを訪れ、現地の少数民族シエ族と交流する計画だった。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、町教委は先月、中止を決定。担当者は「生徒の安全確保を第一に考えた」と話している。

(長堀笙乃)

交通第532号
令和2年(2020年)1月30日

各港湾管理者様

北海道総合政策部交通企画監

新型コロナウイルス感染症に係る施設設備等の衛生管理等について

本道の交通行政の推進につきましては、日頃から特段の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、中華人民共和国湖北省武漢市において集団発生の報告があった非定型肺炎について、道内においても同市から来道していた観光客1名が新型コロナウイルス陽性であったことが確認されるなど、今後の感染拡大が危惧されるところです。

このような中、令和2年1月28日に新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)が公布され、本症のまん延防止対策を強化する措置が講じられたところです。

つきましては、別添「家庭・職場における消毒(例)改訂版」などをもとに、所管施設内での感染症対策に取り組んでいただけますようお願いいたします。

交通政策局交通企画課交通企画グループ
電話：011-204-5162

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 北海道教育委員会から道立学校及び市町村教育委員会への通知等

北海道教育委員会では、文部科学省からの通知等を受け、次のとおり、通知及び事務連絡を発出。

日付	内 容
1. 23	「新型コロナウイルス関連情報」 ・中央省庁の注意喚起HPアドレス周知（以下の通知も同様）
1. 27	「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」 ・インフルエンザ等と同様、咳エチケットや手洗い等の感染対策を行うことが重要。 ・「学校において予防すべき感染症の解説」（H30日本学校保健会）を再周知。
1. 29 2. 3	「新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けた学校保健安全法上の対応について」 ・「指定感染症」指定後の学校保健安全法の対応。
1. 30 2. 4 2. 12 2. 14	「中国から帰国した児童生徒等への対応について」 ・湖北省又は浙江省から帰国等した児童生徒等に発熱・呼吸器症状があった場合は、最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に相談の後、医療機関を受診し、受診結果を聴取の上、必要に応じ、出席停止の措置。 ・現に症状がない児童生徒等は、特に帰国後2週間は、厳重な健康観察等。（湖北省又は浙江省から帰国等した児童生徒等には、外出を控えるよう要請） ・新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、児童生徒等の人権に十分配慮。 ・一時的な帰国であっても、就学の機会を適切に確保。

2 学校保健安全法における取扱い

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（厚生労働省）に規定する指定感染症に指定された場合、学校保健安全法上、第一種の感染症とみなされ、治癒するまで出席を停止させることができる。